



## 「方針が変わったかと言われれば そういうことになる」 荏原環境プラント(株)の翻意

8月9日に岐阜市議会経済環境委員会が開かれ、環境事業部から東部クリーンセンターの粗大ごみ施設の火災事故(昨年10月23日)に関する施設復旧の経過報告がされました。火災事故は施設修理中に施工業者の荏原環境プラントが火災を発生させ、延焼拡大し爆発まで起こしたことは、テレビ放送もされ多くの市民もご存知のことです。

当時、明郷小学校4年生の施設見学中でしたが、適切な避難誘導で人命にかかわる事故とはなっていません。消防職員も爆発現場に幸い入室していませんでした。しかし、鎮火に約10時間を要する大火災事故となりました。事故原因は、荏原が工事中に溶接の火をベルトコンベアーに引火させてしまったと思われる。

当初、事故原因者の荏原が「全額保証し復旧する」との環境部の報告を議会は受けていました。が、ここに来て、違う情勢となったようです。それが、**荏原環境 P**の市原社長の説明「**方針が変わったかと言われればそういうことになる**」と思われる。

1 復旧工事は賠償ではなく、「岐阜市からの工事発注」。 2 自社負担(全額)でなく「事後の金銭賠償」(一部?)。 3 損害範囲を評価額相当分(一部?)とする。の3点が本年3月23日に荏原社長から示された環境部報告です。

### 事故原因者(荏原)が明確で

### 東証一部上場会社で信用出来るとの説明ではなかったのか・・・?

やはり、「言った、言わぬ」はダメです。岐阜市の基本方針(1月15日決定)は、**1 原因者の費用負担 2 早期完成(2年以内) 3 性能復旧と安全対策**です。当初の復旧スキームは荏原責任による全部施工で、**1 債務不履行に基づく損害賠償。 2 市の管理のもと、荏原自社負担で復旧工事実施。 3 事故前と同等の性能回復(安全対策付加)**でした。これを本年1月22日に合意していますが、合意は「口頭」との8月9日環境部報告です。

### 荏原の新提案(方針が変わった)・・・岐阜市はどうする?

3月17日の荏原新提案は復旧スキームと異なる内容で、23日の社長の説明は冒頭触れた「**復旧工事を、賠償行為ではなく、岐阜市からの工事発注**」とするなど、驚愕の内容。「スキームの合意をしていない」と主張せず、「**方針が変わった**」と言うだけ、まだ**誠意?**があるのでしょうか。「口頭の連絡は連絡ではない」といった人がいる。まして、「**口頭の確認は履行されない**」のでは? 気付くのが遅いか・・・。

連絡先 市議会議員 松原のりかず 岐阜市沖ノ橋町1-21 でんわ 253-2500

## 親会社取締役会で何も議決していない 荏原環境 P 社長

3月23日の荏原環境プラント（株）市原社長の説明（当初の基本方針と大きく損害範囲が違う）です。責任変更理由と説明している「親会社である荏原製作所の取締役会（H28.1.21.）では、自社で復旧を行う大筋を報告したにすぎず、何も議決していない。」とは、荏原グループ内の事情であり、岐阜市にとっては関係のない問題です。

荏原環境 P が責任を負えない事態になれば、親会社である荏原製作所（株）が費用負担をする場面も在るかもしれません。しかし、荏原環境 P が責任を持たない理由を「親会社取締役会議決」に求めることは、荏原環境 P（社長責任等）の内部事情により、対外的企業責任を放棄していることに過ぎません。

### 賠償問題は 裁判 で 解決し、市民説明を！

火災事故から約5ヶ月経過して、荏原環境 P から「市基本方針を大変更した」提示がされています。事故当時「大変な事故を起こしてしまった」と考えた会社は「全額自社負担」を納得されたのではないかと。しばらくして、人命事故ではなく損害額だけが問題となる事例と気が付き、金額の大きさに心が動いたとすると、誠意のある企業とは言いがたいのでは？ 5ヶ月は顧問弁護士と協議するに十分な時間でしょう。

賠償に消極的で、責任感が希薄、事故原因者が新規大工事を受注して、企業活動を展開し税金で高収入を得ることを、市民に説明するのは難しいと思います。解決のあり方によっては、岐阜市プラント委託、工事からのご遠慮もお願いしてはどうか。「一度委託を取れば、こちらのもの」的環境は改善があるべきでしょう。



松原のりかず  
☎058-253-2500